

新型コロナウイルス感染症に関連した 人権問題への対応について

令和2年7月31日

滋賀県総合企画部人権施策推進課

新型コロナウイルス感染症に関連した 県内の人権侵害等の状況

○アンケート調査の実施

- ・新型コロナウイルス感染症対策に関連した「しがWebアンケート」を実施（広報課：5/15～18）

対象：県内在住の満18歳以上の男女500人

項目数：10項目（当課関連：人権問題についての項目を6項目設定）

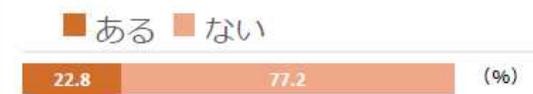
※結果の詳細は「『しがWebアンケート調査』の結果について」を参照

URL：<https://www.pref.shiga.lg.jp/kensei/koho/e-shinbun/oshirase/312535.html>

【参考】アンケート結果（抜粋）



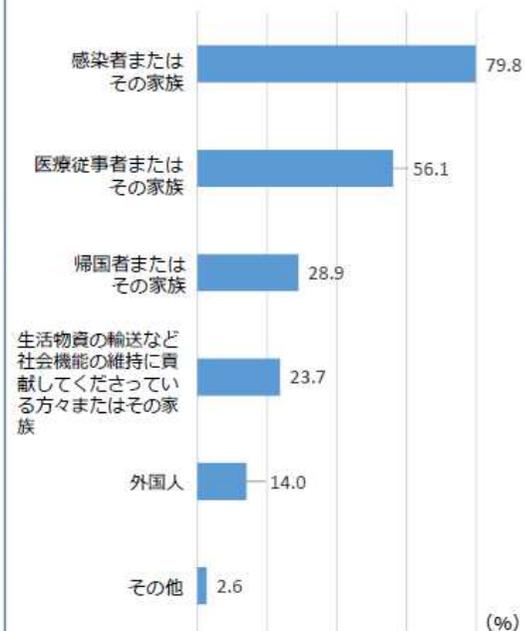
Q5.新型コロナウイルス感染症に関連して、感染者、医療従事者、生活物資の輸送など社会機能の維持に貢献してくださっている方々、帰国者、外国人など（いずれもその家族を含む）への不当な差別や誹謗中傷、いじめ等を見聞きしたことがありますか。



Q6.Q5で「ある」とお答えの方にお伺いします。どこで見聞きしましたか。（いくつでも）



Q7.Q5で「ある」とお答えの方にお伺いします。誰に対する人権侵害でしたか。（いくつでも）



○新型コロナウイルス感染症関係の相談対応(人権関係)

※新型コロナウイルス感染症関連の県の相談体制全般については、「支援制度・相談窓口一覧」チラシのほか、「新型コロナウイルス感染症に対する振り返りと今後の方向性(骨子案)」の3-(2)-②「相談体制」を参照

・県ホームページ等に法務省の人権相談窓口の案内を掲載。

【参考】県HP「新型コロナウイルス感染症に関する滋賀県の状況について」における掲載状況

- 受診や予防などに関する相談(帰国者・接触者相談センター・一般電話相談窓口)
- 外国語での相談[Foreign language contact center]
- 消費生活相談
- 新型コロナウイルス 障害のある方のための情報(相談窓口や感染対策)
- 新型コロナウイルスなどの感染症対策に係る家庭ごみの捨て方について
- 新型コロナウイルスなどの感染症対策に係る家庭でのマスク等の捨て方について
- 新型コロナウイルス感染症に関連する不当な偏見、差別、いじめ等の被害にあった方からの人権相談(法務省ホームページ)
- 新型コロナウイルス感染症の拡大により、住居にお困りの方

・その他、当課へ直接あった電話相談等にも随時対応している。

※当課にあった電話相談等(概要)

・相談内容

感染者とその家族に関するもの、医療従事者とその家族に関するもの、感染者のプライバシー(情報の公開方法等)に関するもの、県外ナンバーに自動車に関するもの 等

・相談者

一般県民、企業、市町行政、県機関 等

県の啓発の取組

1. 県ホームページでの県民向け発信

・県民の皆様へ

掲載場所:トップページ(新型コロナウイルス関連情報・滋賀県の状況トップページ)

→ <https://www.pref.shiga.lg.jp/ippan/kenkouiryohukushi/yakuzi/309252.html#a03>



県民の皆様へ

県民の皆様におかれては、風邪や季節性インフルエンザと同様にお一人お一人の咳エチケットや手洗いなどの実施がとても重要です。「**密閉、密集、密接**」した環境を避けるとともに、感染症対策に引き続き努めていただくようお願いいたします。また、**海外からの帰国者、帰国者を受け入れる皆様、就職や進学に伴い県外に転出される皆様**におかれては、以下の点にも注意していただくようお願いいたします。

- ・ [新型コロナウイルス感染症の拡大防止に向けた関西府県民の皆様へのお願い](#)
- ・ [就職や進学等に伴い転出される皆様へのお願い](#)

新型コロナウイルス感染症に関連して、感染者や医療従事者、その家族等に対する誤解や偏見に基づく差別を行うことは許されません。誰もが感染者、濃厚接触者になる可能性があります。自分や家族がそのような立場におかれたときにどのような気持ちになるか考えて行動しましょう。

- ・ [新型コロナウイルス感染症に関連した人権侵害防止啓発](#)

・人権相談窓口のご案内／人権相談窓口案内リーフレット
掲載場所：滋賀県＞県民の方＞くらし＞人権

→ <https://www.pref.shiga.lg.jp/ippan/kurashi/zinken/11701.html>



人権相談窓口のご案内 / 人権相談窓口案内リーフレット

2020年5月27日

子どものいじめや、セクシュアルハラスメントなど、人権に関する問題で悩んでいませんか？
ひとりで悩まずに、専門の相談機関に相談してください。秘密はかたく守ります。安心してご相談ください。

現在、新型コロナウイルス感染症が流行しています。誤った情報に基づく不当な差別や偏見、いじめ等があることはありません。お互いの人権を尊重し、冷静に行動してください。

関係省庁からの発信に基づき、新型コロナウイルス感染症に関する正確な情報を入手するように努めましょう。

<各種相談窓口>

新型コロナウイルス感染症に関する人権相談

人権全般・同和問題に関する相談

女性に関わる相談

子どもに関わる相談

高齢者に関わる相談

障害者に関わる相談

外国人に関わる相談



くらし

- ◆ 消費生活
- ◆ 防犯・交通安全
- ◆ 食の安全
- ◆ 生活衛生・動物愛護
- ◆ 税金
- ◆ 土地
- ◆ 情報通信・ICT
- ◆ 協働・NPO
- ◆ 人権
- ◆ 男女共同参画
- ◆ 国際・多文化共生・バースポート

バナー広告

2. 「じんけん通信」で新型コロナウイルス感染症関連の人権問題特集を発信

- ・令和2年(2020年)5月号
(新型コロナウイルス感染症の拡大と人権)
R2.4.21 県ホームページ掲載。しらしがメール、Facebook等で案内。
→<https://www.pref.shiga.lg.jp/ippan/kurashi/zinken/312227.html>



- ・令和2年(2020年)6月号
(新型コロナウイルス感染症の拡大と人権2)
R2.6.1 県ホームページ掲載、しらしがメール、Facebook等で案内。
→<https://www.pref.shiga.lg.jp/ippan/kurashi/zinken/312894.html>



令和2年(2020年)5月(第145号)

新型コロナウイルス感染症が拡大している中、感染者や医療従事者、その家族、海外からの帰国者、外国人に対する誹謗中傷や、新型コロナウイルス感染症に起因するハラスメント行為などの問題がメディアで報道されています。

また、インターネット上でも様々な情報が見られます。不確かな情報を拡散させたり、その情報に惑わされたりして、誰かを傷つけていませんか？

新型コロナウイルス感染症の拡大に伴い発生している様々な問題について、人権尊重の視点から考えてみましょう。

特集 新型コロナウイルス感染症の拡大と人権



令和2年(2020年)6月(第146号)

新型コロナウイルス感染症の新規感染者数は、日本国内においては減少してきているものの、今まで当たり前であったことが自由にできなかつたり、気にも留めなかったようなことに注意を要する毎日で、ストレスを感じている方もいらっしゃるでしょう。

「コロナ疲れ」や「自粛警察」という言葉も現れ、新型コロナウイルス感染症によって、個人や社会の様々な問題が浮き彫りになっています。

今月号(6月)のじんけん通信では、前月号(5月)に引き続き、新型コロナウイルス感染症に起因する様々な問題について、人権尊重の視点から考えてみましょう。

特集 新型コロナウイルス感染症の拡大と人権 2

3. 県広報誌「滋賀プラスワン5・6月号」(R2.5.15発行)

・P2「新型コロナウイルス感染症拡大防止にご協力をお願いします。」の紙面に、
県民へのお願いとして「人権への配慮」を掲載

→ <https://www.pref.shiga.lg.jp/file/html/5176389.pdf>



あなたの行動が滋賀を、世界を守る。

新型コロナウイルス感染症拡大防止にご協力をお願いします。

新型コロナウイルスの世界的感染拡大については、未だ収束の見えない状況が続いており、本県を取り巻く環境も、日々刻々と変化しています。滋賀県においては、生活の維持に必要な場合を除く外出の自粛、在宅勤務(テレワーク)の利用、「密閉」「密接」の「3密」となる環境の回避をお願いします。一人ひとりの行動が滋賀県を守ることに繋がります。皆さまのご協力をお願いします。

新型コロナウイルス感染症 Q & A

Q1 新型コロナウイルス感染症とは？
A 人に感染するウイルス性の風邪の一種で、2019年12月に中国で最初の症例が発生して以降、全世界規模で流行が広まりました。

Q2 どういった症状がでるの？
A 発熱やのどの痛み、咳が長引くこと、強いだるさ(倦怠感)を訴えられることが多いのが特徴です。高齢者や基礎疾患のある方は重症化しやすい可能性があります。

Q3 どのように感染するの？
A 感染経路については、現時点では、ウイルスを含む飛沫を吸い込む飛沫感染と感染者が触れたものに接触することによる接触感染が考えられます。

Q4 家族に感染の疑いがある場合には？
A ●部屋を分けて個室に分けられない場合には、少なくとも2m以上の距離を保ったり、仕切りやカーテンなどを設置。
●感染が疑われる方のお世話はできるだけ限られた方で。

Q5 感染を予防するためには？
A **Point 1 自分が感染しない**
■まずは、こまめな手洗い・部屋の換気をお願いします。
ドアノブや手すり、電車のつり革など、不特定多数の方が触れるものに触ることで、ウイルスが手に付着する可能性があります。帰宅時や調理の際はもとより、こまめに手洗いをお願いします。また、ウイルスが付着した可能性がある手で、目や鼻・口に触れることで感染する可能性があります。

Point 2 周囲を感染させない
咳やくしゃみによる飛沫感染を防ぐため、咳エチケットをお願いします。症状が無い場合や軽い場合でも感染しており、周囲を感染させる恐れがあります。また、不要不急の外出や人混みへ行かないこと、時差通勤・テレワークの活用をお願いします。

●クラスター(集団感染)の発生を防止する
クラスターは、換気の悪い密閉空間、多数が集まる密集場所、間近で会話する密接場面が発生しています。これらの空間を避けてください。

効果的な手洗いの方法
①流水で手をよく洗った後、石けんをつけ、手のひらをよくこすり洗います。
②手の甲を洗うようにこすり洗います。
③指先・爪の間を洗入りにこすり洗います。
④親指と手のひらをお互いにこすり洗います。
⑤手首も忘れずに洗います。

石けんを泡立てたら、十分に手で洗い、清潔なタオルやペーパータオルでよく拭き取って乾かします。

2つのおお願い

(1) 詐欺や悪質商法に注意
市役所などの公的機関や金融機関になりすまして、個人情報や口座番号を電話やメールで聞き出そうとする手口が見られます。「助成金がある」「お金が返ってくる」という内容は、詐欺の疑いがあります。「怪しい電話はすぐに切り、メールは無視してください」「絶対に口座番号や暗証番号を教えない、キャッシュカード、通帳、現金を渡したりしないでください。」
今後、新たな手口で狙われる可能性もありますので、留守番電話を活用するなど、少しでもおかしいと感じたら直ちにご相談ください。
●消費者ホットライン(局番なし)188(いやや)
●滋賀県消費生活センター 0749-23-0999

(2) 人権への配慮
感染者やその家族、治療に携わっていただいている医療従事者、帰国者、外国人等に対して、不当な差別、いじめ、SNSなどでの誹謗中傷等が見受けられますが、このようなことはあってはならないことです。
不安な気持ちはみんな同じです。こんな時こそお互いを思いやり、人権を尊重し、冷静な行動をお願いします。
●人権に関する相談窓口：法務局(0570-003-110)

(2) 人権への配慮

感染者やその家族、治療に携わっていただいている医療従事者、帰国者、外国人等に対して、不当な差別、いじめ、SNSなどでの誹謗中傷等が見受けられますが、このようなことはあってはならないことです。

不安な気持ちはみんな同じです。こんな時こそお互いを思いやり、人権を尊重し、冷静な行動をお願いします。

●人権に関する相談窓口：法務局(0570-003-110)

4. 新型コロナウイルス感染症対策の人権啓発TV番組の放送

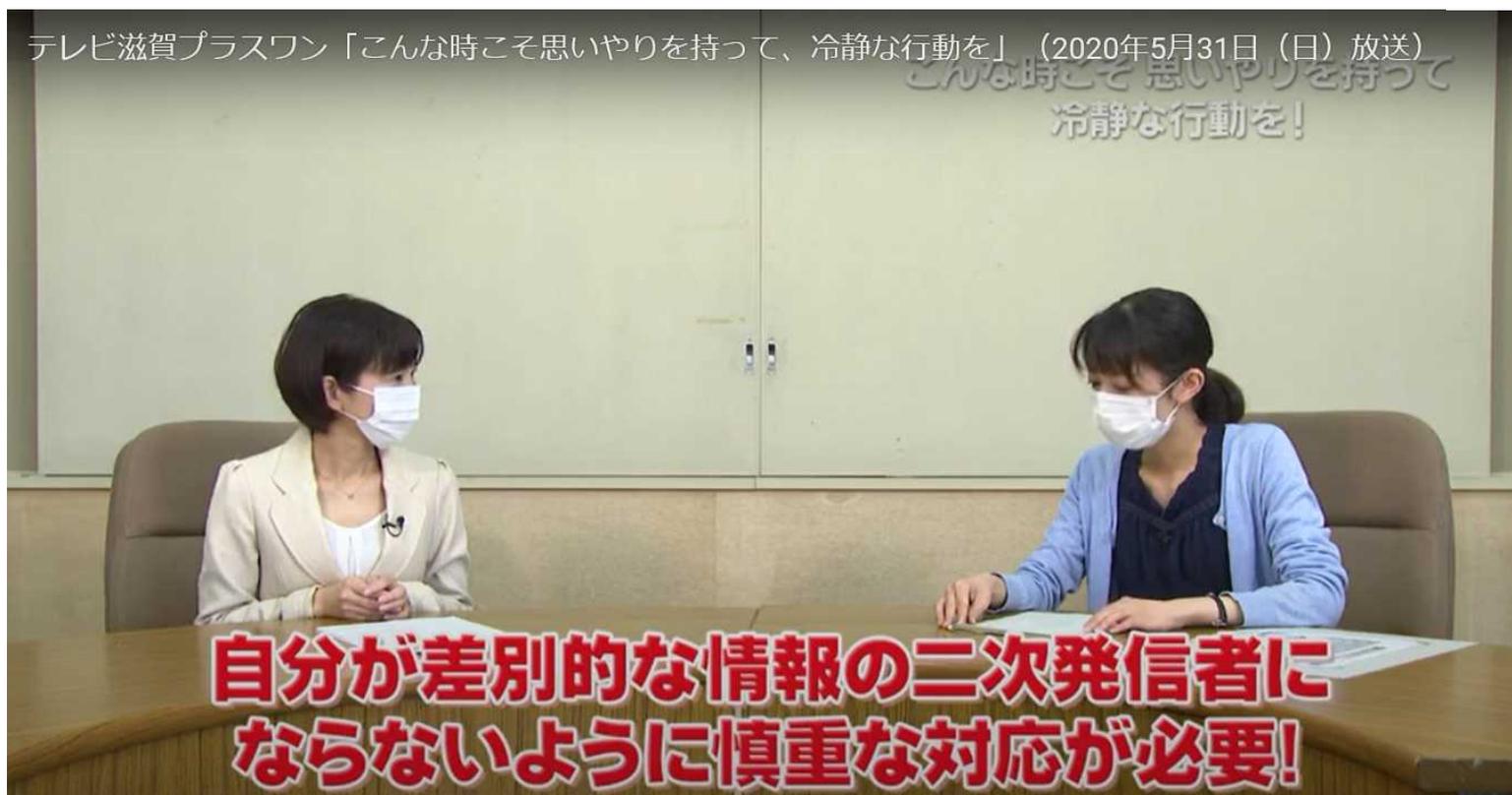
・BBC「テレビ滋賀プラスワン」において、新型コロナウイルス感染症対策の人権啓発番組を放送

*「コロナハラスメント」等の防止について、当課職員が出演して啓発

放送日時:5月31日(日)午前8:30~8:50

※現在は「インターネットTVしが」(Youtube)に動画を掲載中

→https://www.youtube.com/watch?v=gRjFL_0CHK4&feature=youtu.be



5. 人権侵害防止広告動画の放送および配信

- ・6月1日からBBCにてスポット広告(30秒)を放送 → 県のFacebook等にリンク掲載
※BBCの放送は6/15で終了、以降はインターネットTVしが「ジンケンダー」に掲載
→ <https://www.youtube.com/watch?v=8uRTR9faHMI&feature=youtu.be>
- ・6月1日からYouTubeに広告掲載(15秒)
→ クリックで上記の30秒動画に遷移するよう設定(現在は終了)



6. ラジオ啓発広告の放送

・6月1日からFM滋賀で60秒CMを30回放送

〔ラジオの放送は6/14で終了、以降はインターネットTVしが「ジンケンダー」に掲載

→<https://www.youtube.com/watch?v=yeMthz7WN90&feature=youtu.be>



7. 「STOP!コロナ差別」知事動画メッセージの配信

- ・6月10日に(公財)人権教育啓発推進センターとの協力の下、「STOP!コロナ差別」と題し、新型コロナウイルス感染症に関連した人権侵害を防止するための知事メッセージ動画を制作し、インターネットTVしが「ジンケンダー」に掲出

→<https://www.youtube.com/watch?v=XGynNc1b4r0&feature=youtu.be>



8. 今後の啓発の取組について

- ・県広報誌「滋賀プラスワン」9・10月号(R2.9.1発行予定)の「ふれあいプラスワン」ページにおいて、新型コロナウイルス感染症に関する差別や偏見の防止をテーマとした啓発記事を掲載(全4ページ)
- ・9月の同和問題啓発強調月間のテレビスポット広告として、「書き込みずーっと、ポチッは一瞬」とのキャッチコピーで、インターネット上の人権侵害の防止を啓発
→新型コロナウイルス感染症に関するインターネットやSNS上での様々な誹謗中傷、偏見の防止につなげる。
- ・その他、今後の人権侵害の発生状況等に合わせた適時適切な内容・方法で、幅広い県民に行き届くタイムリーな啓発を、様々な媒体を使って実施していく。

(例)

○人権侵害防止広告動画の放送

- ・新型コロナウイルス感染症の流行(第2波等)やこれに関連する人権侵害の発生状況に合わせて、人権啓発広告を放送する。
 - ・BBCにてスポット広告(30秒)を放送
 - ・FM滋賀で啓発広告(60秒)を放送 等